

平成十年農林水産省・運輸省・建設省令第一号

公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四条第三項(同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む)、第五条第一項、第六条第一項、第十二条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令を次のように定める。

(法第三条の二第一項の主務省令で定める事項)  
第一条 環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。別表第一の七の項の第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業(以下「第一種埋立て又は干拓事業」という。)に係る環境影響評価法(以下「法」という。)第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域の位置及び第一種埋立て又は干拓事業の規模(第一種埋立て又は干拓事業に係る埋立干拓区域の面積をいう。以下同じ。)とする。(計画段階配慮事項に係る検討)

第二条 第一種埋立て又は干拓事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

第三条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たつては、第一種埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域の位置又は第一種埋立て又は干拓事業の規模に関する複数の案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たつては、第一種埋立て又は干拓事業に代わる事業の実施により適切な土地拓権を

用の確保が図られる場合その他第一種埋立て又は干拓事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

第四条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たつては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、

当該検討に影響を及ぼす第一種埋立て又は干拓事業の内容(以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。)並びに第一種埋立て

又は干拓事業の実施が想定される区域(以下

「第一種埋立て又は干拓事業実施想定区域」という。)及びその周囲の自然的・社会的状況(以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。)に關し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

- 1 事業特性に関する情報
  - イ 第一種埋立て又は干拓事業の種類(第一種埋立て又は干拓事業に係る埋立ての事業又は干拓の事業の別をいう。第十三条第一項第二号において同じ。)
    - ロ 第一種埋立て又は干拓事業実施想定区域の位置
      - ハ 第一種埋立て又は干拓事業の規模
        - 一 入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。
        - 二 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。
- 2 地域特性に関する情報
  - イ 自然的状況
    - (1) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境(以下「水環境」という。)の状況(環境基本法(平成五年法律第九十号)第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。第二十条第一項第一号イ(2)において同じ。)
      - (2) 土壌及び地盤の状況(環境基準の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ(3)において同じ。)
        - (3) 地形及び地質
        - (4) 地下水の水質及び水位
    - (5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
  - 3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに掲げるものを除く。以下同じ。)
    - イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)
      - (1) 水質(地下水の水質を除く。第二十一条第四項第一号ロ(1)及び別表第一において同じ。)
        - (2) 土壤の配置の概況
        - (3) 下水道の整備の状況
        - (4) 交通の状況
      - (5) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下の利用の状況
      - (6) 人口及び産業の状況
      - (7) 土地利用の状況
    - ロ 社会的状況
      - (1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
      - (2) その他の事項
  - 4 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の選定に当たつては、第一種埋立て又は干拓事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。))
    - イ 植物
      - (1) 地形及び地質
      - (2) 地盤
      - (3) 土壤
      - (4) 地下水の水質及び水位
    - ロ 土壤に係る環境その他の環境(イに掲げるものを除く。)
      - (1) 水質(地下水の水質を除く。第二十一条第四項第一号ロ(1)及び別表第一において同じ。)
        - (2) 地下水の底質
      - (2) 地形及び地質
      - (3) 地盤
      - (4) 土壤
  - 5 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により専門家の意見を受けて選定するものとする。
    - イ 景観
      - (1) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)
        - (2) 生態系
          - (1) 人との環境要素
          - (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)
            - (3) 地盤
            - (4) 地形及び地質
      - ロ 動植物
        - (1) 土壤に係る環境その他の環境(イに掲げるものを除く。)
          - (1) 地形及び地質
          - (2) 地盤
          - (3) 土壤
          - (4) 地下水の水質及び水位

前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに掲げるものを除く。以下同じ。)

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)

二 環境の構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)

三 環境の構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)

四 環境の構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)

五 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により専門家の意見を受けて選定するものとする。

- イ 景観
  - (1) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)
    - (2) 生態系
      - (1) 人との環境要素
      - (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)
        - (3) 地盤
        - (4) 地形及び地質
  - ロ 動植物
    - (1) 土壤に係る環境その他の環境(イに掲げるものを除く。)
      - (1) 地形及び地質
      - (2) 地盤
      - (3) 土壤
      - (4) 地下水の水質及び水位

けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定を行つたときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、同項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法）

第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。第二十二条第一項第一号において同じ。）の程度及び広がりに關し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような生態系の保全上重要であつて、まとめて存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。

イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であつて人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

口 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であつて、減少又は劣化しつあるもの

ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する自然環境等の地域において重要な機能を有する自然環境

二 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であつて地域を特徴付ける重要な自然環境

#### 四

前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に關し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法）

第一種埋立て又は干拓事業に係る

と/or者は、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに當たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は水象、土壤その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、

水域利用その他の社会的状況に関する情報

（関係する地方公共団体）といふ。）が有する

文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、な

お必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

（予測地域）といふ。）調査の対象とする地域のうちから適切に選定された地域

2 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとす

る。

三 調査の対象とする地域 第一種埋立て又は干拓事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他

の調査に適切な範囲であると認められる地域

要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される区域又は土地の形状が変更される

と想定される区域及びその周辺の区域その他

干拓事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される区域又は土地の形状が変更される

と想定される区域及びその周辺の区域その他

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化を、事例の引用又は解析その他の手法により、できる限り定量的に把握する手法

二 予測の対象とする地域（第三項において「予測地域」という。）調査の対象とする地域のうちから適切に選定された地域

2 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、「予測地域」という。調査の対象とする地域のうちから適切に選定された地域

3 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

4 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明瞭にできるようにしなければならない。

5 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査の実施に伴う環境への影響回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

6 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

7 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

8 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

9 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

10 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

11 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

12 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

13 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

14 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

15 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

16 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

17 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

18 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

19 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

20 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

21 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

22 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。

23 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業の調査及び評価を行つた場合に、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようしなければならない。



八 濑戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第二百十号）第二条第一項に規定する瀬戸内海

二 自然公園法（昭和三十二年法律第二百六十号）第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

本 素自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域

ヘ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一條の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

ト 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

チ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第二百三号）第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

リ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二条）第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

ヌ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五条）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

ル 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八条）第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

ヲ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤について、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位としているとき。

四 地域の自然的・社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種埋立て又は干拓事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全堿度に関するものに限る。）又は騒音に係る環境基準が確保されていない地域

ロ 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八条）第十七条第一項に規定する限度を超えている地域

ハ 振動規制法（昭和五十年法律第六十四号）第十六条第一項に規定する限度を超えている地域

ニ イから今までに掲げるもののほか、一以上環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

二 第二種埋立て又は干拓事業が前項各号のいずれの要件にも該当しない場合において、当該第二種埋立て又は干拓事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次のいずれかに該当することとなるときは、前項の規定にかかるらず、当該第二種埋立て又は干拓事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一 当該第二種埋立て又は干拓事業の規模及び定された湿地の区域

ワ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四条）第九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤について、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位としているとき。

四 地域の自然的・社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種埋立て又は干拓事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全堿度に関するものに限る。）又は騒音に係る環境基準が確保されていない地域

ロ 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八条）第十七条第一項に規定する限度を超えている地域

ハ 振動規制法（昭和五十年法律第六十四号）第十六条第一項に規定する限度を超えている地域

ニ イから今までに掲げるもののほか、一以上環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

三 対象埋立て又は干拓事業の規模（対象埋立て又は干拓事業に係る埋立干拓区域の面積をいう。以下同じ。）及び対象埋立て又は干拓事業に係る埋立干拓区域の位置

四 前三号に掲げるもののほか、対象埋立て又は干拓事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの。

五 対象埋立て又は干拓事業に係る事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たつては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第二十条第一項第二号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。

六 事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る方法書に第一項第二号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たつては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。

七 事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る方法書に法第五条第一項第七号に掲げる事項を記載するに当たつては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たつて、専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び該専門家の専門分野を併せて明らかにしなければならない。また、当該専門家の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

五 事業者は、法第五条第二項の規定により一以上の対象事業について併せて方法書を作成した欄に掲げる要件に該当する対象事業（以下「対象埋立て又は干拓事業」という。）に係る事業者（以下単に「事業者」という。）は、対象埋立て又は干拓事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たつては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

六 対象埋立て又は干拓事業の種類（対象埋立て又は干拓事業に係る埋立ての事業又は干拓事業の別をいう。以下同じ。）

七 対象埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域（以下「対象埋立て又は干拓事業実施区域」という。）及び対象埋立て又は干拓事業に係る埋立干拓区域の位置

八 対象埋立て又は干拓事業の規模（対象埋立て又は干拓事業に係る事業者による環境影響評価の項目等の選定に関する指針）

九 対象埋立て又は干拓事業に係る方法書に法第五条第一項第七号に掲げる事項を記載するに当たつては、次条から第二十七条までに定めるところによる。

十 対象埋立て又は干拓事業に係る範囲と認められる地域は、対象埋立て又は干拓事業実施区域及び既に入手している情報によつて一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

十一 条第一項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を行つたための手法を選定するための指針については、次条から第二十七条までに定めるところによる。

十二 対象埋立て又は干拓事業に係る方法書に法第五条第一項第七号に掲げる事項を記載するに当たつては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第二十条第一項第二号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。

十三 事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たつては、計画段階（環境影響評価評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）

十四 対象埋立て又は干拓事業に係る方法書に法第五条第一項第七号に掲げる事項を記載するに当たつては、当該選定を行ふに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象埋立て又は干拓事業の内容（以下この条、次条第二項及び第三条第五項、同条第五項において読み替えて準用する第三条第四項、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条並びに第三十三条において「事業特性」という。）並びに対象埋立て又は干拓事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況（以下この条、次条において読み替えて準用する第五条第四項、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条並びに第三十三条において「地域特性」という。）

十五 事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る方法書に法第五条第一項第七号に掲げる事項を記載するに当たつては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たつて、専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び該専門家の専門分野を併せて明らかにしなければならない。また、当該専門家の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

二 地域特性に関する情報	
イ 自然的状況	(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気による環境（次条第四項第一号イ及び別表第一において「大気環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
水環境の状況	(2) 土壌及び地盤の状況
地形及び地質の状況	(3) 地形及び地質の状況
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	(4) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
人口及び産業の状況	(6) 人口及び産業の状況
土地利用の状況	(7) 一般環境中の放射性物質の状況
水の利用の状況	(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
交通の状況	(4) 交通の状況
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
下水道の整備の状況	(6) 下水道の整備の状況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	(7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
その他の事項	(8) その他の事項
事業者は、前項第一号に掲げる情報の把握に当たっては、当該対象埋立て又は干拓事業の内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握するよう留意するものとする。	事業者は、前項第一号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
事業者は、第一項第二号に掲げる情報の把握の出典を明らかにできるよう整理すること。	事業者は、第一項第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

二 必要に応じ、対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下「関係す

（環境影響評価の項目の選定）

**第二十一条** 事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たつては、別表第一に掲げる一般的な事業の内容（同表備考第二号及び口に掲げる特性を有する埋立て又は干拓事業の当該特性をいう。以下同じ。）によって行われる対象埋立て又は干拓事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案して選定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りでない。

一 参考項目に関する環境影響がないこと又は周囲に参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことである場合

二 対象埋立て又は干拓事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受けない地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

事業者は、前項本文の規定による選定に当たつては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

事業者は、第一項本文の規定による選定に当たつては、対象埋立て又は干拓事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質的排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

一 対象埋立て又は干拓事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在（別表第一において「土地又は工作物の存在」という。）

4

三 対象埋立て又は干拓事業の目的として設置される工作物の撤去又は廃棄が予定される場合にあっては、当該撤去又は廃棄の実行による影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して調査、予測及び評価されるべき環境要素のとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 大気環境

(1) 大気質

(2) 騒音(周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。)及び超低周波音(周波数が二十八ヘルツ以下の音をいう。)

ロ 水環境

(1) 水質

(2) 水底の底質

(3) 地下水の水質及び水位

(4) ほか、水環境に係る環境要素

ハ 土壤に係る環境その他の環境(イ及びロに掲げるものを除く。別表第一において同じ。)

(1) 地形及び地質

(2) 地盤

(3) 土壤

(4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

ハ 生態系

イ 動物

ロ 植物

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

四 口 **イ** 景観  
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）  
**イ** 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。次条第一項第六号及び別表第一において同じ。）  
口 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。次条第一項第六号において同じ。）  
**五** 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素  
**イ** 放射線の量  
第五条第四項から第六項までの規定は、第一項本文の規定による選定について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第四項及び第六項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項本文」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第二十条」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第二十一条第五項において読み替えて準用する前項」と、同条第六項中「同項」とあるのは「同項本文」と、「事項（以下「選定事項」という。）について」とあるのは「項目（以下「この条、次条、第二十四条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第七条第二項、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十六条、第二十九条及び第三十二条において「選定項目」という。）として」と読み替えるものとする。  
**六** 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行なう過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあつては、必要に応じ第一項本文の規定により選定項目の見直しを行わなければならない。  
(環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法)  
**第二十二条** 対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。  
一 前条第四項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他

二 前条第四項第二号イ及びロに掲げる環境要素の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化の程度及び広がりに関し、これらが人の健康・生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

三 前条第四項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関する事項について、生育種又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

四 前条第四項第二号ニに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に關し、前号の調査結果その他の調査結果により概略的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第一において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第二において同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第一において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

五 前条第四項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

六 前条第四項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関する事項の発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはその発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

**(参考手法)**

事業者は、対象埋立て又は干拓事業影響評価の調査及び予測の手法（参

(環境影響評価の項目に係る調査の手法  
**第二十四条** 事業者は、対象埋立て又は干

拓事業あるのは「選定項目」と、同条第三項及び第四項中「第一種埋立て又は拓事業を実施しようとする者」これらのは「事業者」で、「第一項、

一 当該参考項目に関する環境影響の程度が小ささいことが明らかであること。

二 対象埋立て又は干拓事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

三 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

四 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

一 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

二 対象埋立て又は干拓事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当

二 自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、  
水域利用その他の社会的状況に関する情報  
二 調査の基本的な手法 国又は関係する地方  
公共団体が有する文献その他の資料の入手、  
専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査  
その他の方法により調査すべき情報を収集  
し、その結果を整理し、及び解釈する手法  
三 調査の対象とする地域 (次項において読み  
替えて準用する第七条第四項、次条及び別表  
第二において「調査地域」という) 対象埋  
立又は干拓事業の実施により選定項目に關  
する環境要素に係る環境影響を受けるおそれ  
がある地域又は土地の形状が変更される区域  
及びその周辺の区域その他の調査に適切な範  
囲であると認められる地域

四 調査に当たり一定の地点に關する情報を重  
点的に収集することとする場合における当該  
地点(別表第二において「調査地点」とい  
う) 調査すべき情報の内容及び特に環境影  
響を受けるおそれがある対象の状況を踏ま  
え、地域を代表する地点その他の調査に適切  
かつ効果的であると認められる地点

し、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するようないい。

事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当つては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようになければならない。

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

**第二十五条** 事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たつては、第二十三条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、

イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（別表第  
二において「調査期間等」という。）調査す  
べき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効



対象埋立て又は干拓事業に係る工事の実施中及び竣工後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行わなければならぬ。

一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

三 工事の実施中及び竣工後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合

四 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合

五 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。

二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

四 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方針により客観的かつ科学的な根拠に基づき選定すること。

五 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。

一 事後調査を行うこととした理由

二 事後調査の項目及び手法

三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなつた場合の対応の方針

四 事後調査の結果の公表の方法

五 関係する地方公共団体等への要請の方法及び内容

六 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあつては、当該実施主体の氏名（法人にあつては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関必要な事項

八 第三十三条 事業者は、法第十四条第一項の規定により対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に記載するに当たっては、第二十九条の規定に結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

九 第三十三条の二 事業者は、法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 対象埋立て又は干拓事業の工事計画の概要

三 前二号に掲げるもののほか、対象埋立て又は干拓事業の内容に関するものに限る。（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

四 第十七条第二項から第五項までの規定は、法第十四条の規定により事業者が対象埋立て又は干拓事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第七十条第二項中「その他の資料」とあるのは「その他の資料及び第二十条第三項第二号の規定による聴取又は確認」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第三十三条第一項において準用する前項」と、同条第四項中「第五条第一項第七号」とあるのは「第十四条第一項第五号」と、同条第五項中「第五条第二項」とあるのは「第十四条第二項において準用する法第五条第二項」と読み替えるものとする。

五 第三十四条 前条の規定は、法第二十一条第二項の規定により事業者が対象埋立て又は干拓事業に係る評価書を作成する場合について準用する。

六 第三十四条の二 事業者は、法第二十二条第一項の規定により対象埋立て又は干拓事業に係る評価書を作成するに当たっては、対象埋立て又は干拓事業に係る評価書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

七 第三十五条 事業者は、法第二十五条第二項の規定により対象埋立て又は干拓事業に係る評価書の補正をするに当たっては、補正前の対象埋立て又は干拓事業に係る評価書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

八 第三十六条 事業者は、法第三十六条の規定による指針について、当該専門家の助言を受けた場合には、当該専門家の専門分野並びに可能なるに当たっては、対象埋立て又は干拓事業に係る評価書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

九 第三十七条 法第二十七条の公告を行った事業者は、対象埋立て又は干拓事業を他の者に引き継ぎた場合又は当該事業者と竣工後の管理者が異なる場合等において、当該専門家の所属機関の種別等を公表する旨

一 対象埋立て又は干拓事業に係る工事が完了した後、報告書を作成しなければならない。その際、当該事業者は、該工事の実施に当たつて講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。ただし、第一条の二第一項第三号ルの改正規定は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

二 法第二十七条の公告を行つた事業者は、必要に応じて、対象埋立て又は干拓事業に係る工事を

一 対象埋立て又は干拓事業に係る工事の実施中及び竣工後において、環境保全措置の実施の内容等又は事後調査の結果等を公表するものとする。

二 対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に記載するに当たっては、第三十二条第三項の規定による検討の状況、第三十条の規定による検証の結果及び第三十二条において明らかにできるよう整理しなければならないとされた事項を記載しなければならない。

三 対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に法第十四条第七号ハに掲げる事項を記載するに当たっては、第三十二条第三項の規定により明らかにされた事項を記載しなければならない。

四 対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ニに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめて記載しなければならない。

五 対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に法第十四条第七号ハに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめて記載しなければならない。

六 対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に法第十四条第七号ニに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめて記載しなければならない。

七 対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に法第十四条第七号ニに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめて記載しなければならない。

八 対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に法第十四条第七号ニに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめて記載しなければならない。

九 対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に法第十四条第七号ニに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめて記載しなければならない。

一 対象埋立て又は干拓事業に係る事務所の所在地、対象埋立て又は干拓事業の名称、種類及び規模、対象埋立て又は干拓事業が実施された区域の位置その他の対象埋立て又は干拓事業に関する基礎的な情報

二 環境保全措置（第四号に掲げるものを除く。）の実施の内容、効果及びその不確実性の程度

三 事後調査の項目、手法及び結果

四 前号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性の程度

五 専門家の助言を受けた場合には、当該専門家の内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な場合には、当該専門家の所属機関の種別等を公表する旨

六 報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行ふ場合には、その実施の内容等又はその結果等を公表する旨

**附 則** (平成一六年一二月一五日農林水産省・国土交通省令第三号)

この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

**附 則** (平成一七年三月二九日農林水産省・国土交通省令第二号)

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

**附 則** (平成一八年三月三〇日農林水産省・国土交通省令第一号)

この省令は、平成十八年九月三十日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

**2 事業者がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に環境影響評価法第七条の規定に基づく方法書の公告を行っている対象埋立て又は干拓事業（公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第二条第一項に規定する対象埋立て又は干拓事業を行う。次項において同じ。）については、この省令による改正後の公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（以下「新令」という。）第二条の規定にかかるわらず、なお從前の例による。**

3 事業者が施行日前に環境影響評価法第十六条の規定に基づく準備書の公告を行っている対象埋立て又は干拓事業については、新令第二条から第十九条第一項までの規定にかかるわらず、なれど前例による。

4 事業者は、施行日前においても、新令第二条から第十八条までの規定の例による方法書の作成等を行うことができる。この場合において、当該方法書の作成等は、新令の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

**附 則** (平成二二年四月一日農林水産省・国土交通省令第一号)

この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

**附 則** (平成二五年四月一日農林水産省・国土交通省令第一号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月二九日農林水産省・国土交通省令第三号)

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

**附 則** (平成二七年六月一日農林水産省・国土交通省令第二号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則** (令和元年六月二八日農林水産省・国土交通省令第二号)

この省令は、環境影響評価法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則** (平成二十七年五月二十九日から施行する。)

別表第一 参考項目（第二十一条関係）		要因の要素	影響の要素	分区分区
要環べれ価び測、調し旨保の合触かの然と きべきれさ価評び及測予りよに度程の量の荷負のへ境環 さ価評び及測予、査調ていつに質物性射放の中境環般一	素境きるさ評及予査て	要素の良好な状態	環境の自然的構成	分区分区
音騒	要素の保持を旨として保及び調査、予測及び評価されるべき環境	環境の保持	環境の要素	分区分区
動振	生物の多様性	生物の多様性	生物の多様性	分区分区
れ汚の水	水質	水質	水質	分区分区
り濁の水るよに砂土	土壤	土壤	土壤	分区分区
質地び及形地な要重	土壤の他	土壤の他	土壤	分区分区
地息生きべす目注び及種な要重	土壤の他	土壤の他	土壤	分区分区
落群び及種な要重	土壤の他	土壤の他	土壤	分区分区
系態生るけづ微特を域地	土壤の他	土壤の他	土壤	分区分区
望眺な要主にび並源資観景び及点望眺な要主	土壤の他	土壤の他	土壤	分区分区
場の動活のい合れ触のと然自と人な要主	土壤の他	土壤の他	土壤	分区分区
物産副う伴に事工設建	土壤の他	土壤の他	土壤	分区分区
量の線射放	土壤の他	土壤の他	土壤	分区分区

等んじ粉	質気大	大気環境
音騒	音騒	音騒
動振	動振	動振
れ汚の水	水質	水質
り濁の水るよに砂土	土壤	土壤
質地び及形地な要重	土壤の他	土壤の他
地息生きべす目注び及種な要重	土壤の他	土壤の他
落群び及種な要重	土壤の他	土壤の他
系態生るけづ微特を域地	土壤の他	土壤の他
望眺な要主にび並源資観景び及点望眺な要主	土壤の他	土壤の他
場の動活のい合れ触のと然自と人な要主	土壤の他	土壤の他
物産副う伴に事工設建	土壤の他	土壤の他
量の線射放	土壤の他	土壤の他

備考	在存の物作工は又地土	施実の事工	
	在存の地拓干は又地立埋	事工の立埋	事工の岸護び及防堤
○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。			○
この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する埋立て又は干拓事業の内容を踏まえて区分したものである。			○
この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働による発生する粒子状物質をいう。			○
この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それ			○
の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。			○
イ建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。			○
ロ道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬出			○
の搬入を行って区分したものである。			○
この表において「粉じん等」とは、粉じん、			○
ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働			○

参考項目	参考手法	環境要素の要因の区分		粉じん等の堤防及び報知気象の状況	工事並びに埋立工事の工事並びに文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	一 調査すべき情事例の引用又は解説	二 予測地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けれるおそれがあると認められる地域	三 調査地域粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けれるおそれがあると認められる地域	四 調査地点粉じん等に係る環境特性を踏まえて調査地城における粉じん等に係る環境影響を予測し、及	五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要なものとされる場所をいう。	
		粉じん等	工事並びに埋立工事の工事並びに文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析								
六	この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。	八	この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用して景観を望む場所をいう。	七	この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。	九	この表において「放射線の量」とは、空気量率等によって把握されるものをいう。	十	この表において「注目すべき生息地」とは、生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。	十一	これらの学術上又は希少性の観点から重要なものをぞれ。すなはち、
別表第二 参考手法（第二十三条関係）	参考手法	一 調査の手法	二 予測の手法	三 予測地點	四 測定地點	五 測定地點	六 測定地點	七 測定地點	八 測定地點	九 測定地點	

工事の流量の状況を含む二 予測地域	
流れの状況	ハ 土質の状況
二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質の状況について)は、水質汚濁に関する環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いたものとする。この収集並びに当該情報の整理及び解析
三 調査地域	三 予測地点
対象埋立て又は干拓事業実施区域及	水域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りの特性を踏まえて調査地域に工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点
四 調査地点	四 調査地点
五 調査期間等	五 調査期間等
水域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握するため	砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期

地域を堤防とする生の工事並びに埋立の概況	調査すべき情報	予測の基本的な手法	効果的に把握できる期間、時期及び時間帯
一 調査の基本的な手法	一 生育環境の状況 二 調査の基本的な手法	注目種等について 又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析	時間帯
二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地	期間
三 調査地	三 対象埋立て又は干拓事業実施区域及びその周辺の区域	調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地	期間
四 調査地点	四 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地	期間
五 調査期間等	五 情報を適切かつ的確に把握できる	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地	期間
六 情報を適切かつ的確に把握できる	六 に係る環境影響を予測し、及び評価するためには、自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地	期間
七 情報を適切かつ的確に把握できる	七 に係る環境影響を予測し、及び評価するためには、自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地	期間



六 この表において「主要な眺望景観」とは、  
主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺  
望される景観をいう。  
七 この表において「主要な人と自然との触れ  
合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が  
利用している人と自然との触れ合いの活動の場  
をいう。  
八 この表において「放射線の量」とは、空間  
線量率等によって把握されるものをいう。

**別記様式（第十五条関係）**

別記様式（第十五条関係）	
第二種事業概要等届出書	
年　月　日	
届出者　姓　名	
公有水面の埋立又は干拓の事業に係る第二種事業について、環境影響評 価法第4条第1項の規定により次のとおり届け出ます。	
第一種事業の名称	
第二種事業の目的	
第三種事業の種類	
第四種事業の期間	
第五種事業の実施地點	
第六種事業に係る 計画、工法その他 の内容並びにそれ らの実施が一般的な 事業と比べて特に 異なるものと認め られる事項	
第七種事業に係る 技術、工法その他 の内容並びにそれ らの実施が一般的な 事業と比べて特に 異なるものと認め られる事項	
記載要領	
1. 第二種事業の種類の欄は、埋立ての事業又は干拓の事業の別を記載す る。 2. 第二種事業の規模の欄は、埋立て区域の面積についてヘクタールを 単位として記載すること。 3. 第二種事業の実施地點一覧表及び区域図は、当該第二種事業が実施され る区域の面積、形状、位置を記述する旨記載済み及び町村（特別区を含む）の名前を 記載するものとし、当該区域及び周辺の概況を明らかにした正確な縮尺 の平面図を添付すること。 4. 図面の大きさは、日本標準規格A-4とすること。	